

担い手アクションサポート事業のうち 農業における再スタート支援活動（継続）

【平成20年度概算決定額 2,250,000（3,500,000）千円の内数】

対策のポイント

各都道府県域に農業再生委員会を設置し、経営が困難となった主業農業者の経営を見極め、その結果に基づき、その有する経営資源の整理承継に向けた支援、または経営の再生のための支援を実施します。

（本事業導入の背景）

農業経営が困難となった場合にそのまま放置しておくことは、離農や耕作放棄地の増加（H12 34.3万ha H17 38.5万ha）を招き、農業構造の脆弱化につながりかねないことから、早急な対応が必要となっております。

政策目標

担い手の育成・確保

<平成18年>	<農業構造の展望（平成27年）>
認定農業者 約23万	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
集落営農 約1万2千	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

担い手アクションサポート事業の一環として都道府県担い手育成総合支援協議会の下に農業再生委員会を設置し、経営が困難となった主業農業者の経営を見極め、その結果に基づき、

1. 経営の再生が見込めない場合は、その有する経営資源の受け皿となる担い手農業者のあっせんをし、その担い手農業者に対し円滑に承継されるよう関係者と調整を行います。また、当該農業者が農業従事者として再チャレンジできるよう就農のあっせんを行います。
2. 経営の再生が可能な場合は、当該農業者に対し再生計画等の作成相談やその計画の合意形成のための調整などを行います。

<関連する支援策>

また、これら農業再生委員会の取組と連携し、別途、

- ・ 上記1.において、経営資源の受け皿となる担い手農業者に対しては、農林公庫資金や農業改良資金の貸付け、農業再生ファンドからの出資等を行い、農地、施設等の優良経営資源の円滑な承継を支援
- ・ 上記2.において、経営の再生が可能な農業者に対しては、農林公庫の事業再生資金や農業改良資金の貸付け、農業再生ファンドからの出資等を行うことにより、当該農業者の経営の再スタートを支援することとしております。

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

[担当課：経営局金融調整課（03-3502-7248（直））]